

第三者評価結果 中丸子保育園

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>本年度より川崎市公立保育園はすべて同じ保育理念となり、 ・理念は 【子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力の基礎を育む保育】としております。 ・基本方針は、中丸子保育園独自の ①養護と教育を一体的に展開し、子どもたちの発達の特性を踏まえた保育をする ②子ども一人一人の思いを受け止め尊重する保育をする ③すべての子どもに深い見守りと愛情をもち保育をする ④相互の信頼関係を基本に、保育園・地域親子の子育て支援をする とし、全体的な計画を策定し、保育の基盤としています。 ・保育目標は、中丸子保育園独自の ◎わくわく・どきどき・いきいき・のびのび・なかまるっこ とし、園ではすべての行事がこの園目標のどれかの具現化であるとしており、楽しく、ワクワクするような保育園生活が思い浮かびます。 ・理念・基本方針・園目標は保育説明会資料、園見学の際に配付する園の概要、保育冊子、「入園のしおり」に掲載し、川崎市のホームページにも載せて居ます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>・川崎市公立保育園は川崎市の総合計画に組み込まれて事業運営がなされており、現在は「川崎市総合計画第2期実行計画」「川崎市財政改革第2期プログラム」「地域包括システム」等に基づき、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の中で園運営がなされています。 ・川崎市総合計画には「かわさき10年戦略」があり、7つのメイン戦略の2番目に「戦略2:【どこよりも子育てしやすいまち】をめざす」としており、公立保育園の役割は重要です。 ・総合計画の具体的ながれとして、「新たな公立保育所」の機能;①地域の子ども・子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成、④インクルーシブ保育(子どもの多様性を温かく受容する)、⑤自己評価等、⑥職員の資質の向上、の実行を責務とされているため、これは園の全体的な計画にも組み入れて進めています。</p>		

【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市保育事業部運営管理課、中原区保育・子育て総合支援センター、公立保育園園長と連携し、情報共有や課題の改善にとりこんでいます。 ・毎月在園人数を運営管理課に報告するとともに、児童家庭課と空き状況を把握し、ホームページに公表して待機児童に配慮しています。 ・中原区の子育てに関する課題などを、中原区保育・子育て総合支援センターとの連携の中で把握し、中原区児童家庭課などこまめに情報を交換し合っています。 ・その中で浮かび上がった課題については、書類、口頭にて園長に報告し、職員会議などで全職員に周知し、課題解決に向け検討しながら進めています。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市公立保育園は川崎市の総合計画に組み込まれて事業運営がなされており、現在は「川崎市総合計画第2期実行計画」「川崎市財政改革第2期プログラム」「地域包括システム」等に基づき、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の中で園運営がなされています。来年度から第3期計画に進みます。 ・川崎市総合計画には「かわさき10年戦略」があり、7つのメイン戦略の2番目に「戦略2:【どこよりも子育てしやすいまち】をめざす」としており、公立保育園の役割は重要です。 ・総合計画の具体的ながれとして、「新たな公立保育所」の機能;①地域の子ども・子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成、④インクルーシブ保育(子どもの多様性を温かく受容する)、⑤自己評価等、⑥職員の資質の向上、の実行を責務とされているため、これは園の全体的な計画にも組み入れて進めています。 ・中原区保育・子育て総合支援センターと連携し、ニーズに合わせた支援の実施、1年ごとの振り返りを行い、次年度に活かしています。 		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立園の単年度計画(事業計画)は、「新たな公立保育所」の機能に則り、①地域の子ども・子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成、④インクルーシブ保育(子どもの多様性を温かく受容する)、⑤自己評価等、⑥職員の資質の向上、などのテーマ別事業計画となり、テーマごとの責任者も決めたプロジェクトチームで会議や打ち合わせを行い、進めています。 ・プロジェクトチームからは「かわさき10年戦略」に則った上記①～⑥のテーマそれぞれから「年間計画及び実施報告書」が策定され、いつまでに誰が何をやるかまで具体化された計画書が提出されます。 ・本計画書には実施報告書様式も組み込まれているため、進捗状況及び実施後の反省欄も設けてあり、必ず内容の評価があつて完了する仕組みです。 ・本園はランチ園として、中原区保育・子育て総合支援センターと連携し、計画の実践を進めています。 		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> ・川崎市が打ち出している中長期計画を基盤に、川崎市の課題や今後の川崎市が目指す保育について、公立園園長会議の中で議論し、結果を園に持ち帰り、職員会議などで職員に周知しています。 ・事業計画の各テーマには職員全員参加が前提となっており、各担当、各クラス、学年、乳児、幼児、リーダー、フリー、給食のメンバーで会議を計画的に持ち、意見交換して状況把握や課題解決に取り組んでいます。 ・年度末には各テーマについて振り返り、見直しを行い、次年度計画に反映させています。		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> ・保護者に対して事業計画に関しては、「保育内容説明会」で詳しく説明し、資料も配布しています。また、「保育だより」にも掲載しています。 ・保護者懇談会の中でも資料を用意し、説明しています。 ・行事などの実施のお知らせなどでは、その都度、行事の狙いや内容について、詳しく説明し、必要なものについては複数回発行しています。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> ・定期的に第三者評価や毎年1回の川崎市監査を受けています。指摘を受けた監査結果については職員会議で周知し、改善策について話し合っています。 ・毎年度末には「保育士の自己評価」を行い、一年間の振り返りを行い、次年度の取組やプロジェクト内容に活かしています。 ・自己評価から抽出された改善すべき点は職員同士で確認し、改善に結びつけます。 ・月案や週案においては定期的にPDCAサイクルを回し、保育の質の向上に努めています。また、川崎市全体で見直しを行い、PDCAサイクルを意識した記録様式に変更しました。 ・毎月の月案での反省や年間指導計画の反省などで、次年度への指導計画を見直し、を行っています。		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> ・昨年度はコロナ禍での保育課題が急浮上し、急遽職員との話し合いで保育園での今までの取り組みを反省し、必要に応じて改善策を打ち出し、実行しました。 ・職員会議、リーダー会議、乳児会議、幼児会議、プロジェクト会議など、必要に応じて開き、課題の抽出や解決に向けた取り組みを行っています。 ・行事ごとに保護者からのアンケートを取ったり、「ほいくだより」で保育に対する意見を聞くなどして、保護者意見も取り入れ、改善に取り組んでいます。 ・園では「かわさき10年戦略」とは別に、園内部から浮上した「改善課題」について、改善策実行の担当者、グループを任命し、計画作成(P)、実行(D)、振り返り(C)、対応策などの部分修正(A)を回しながら、改善策を進めます。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに運営方針、年間計画、業務分担表、職務分担表などを作成し、「運営の手引き」に入れ、4月の職員会議にて、その年の中丸子保育園運営方針を説明し、その中で園長の役割りと責任を説明しています。 ・「職務分担表」に園長や主任保育士、乳幼児リーダー、保育士、看護師、栄養士、調理士などの役割分担を明確にしています。 ・苦情解決責任者、災害時の役割り分担なども「運営の手引き」に載せ、掲示もして職員、保護者にも周知しています。 ・「入園のしおり」、保育内容説明会において保護者には資料や口頭で説明しています。 ・園長、園長補佐、主任3席、乳児リーダー、幼児リーダーが出席する「リーダー会議」を月2回開き、保育に対する意見交換を定期的に行っています。 ・「公営保育所園長業務マニュアル」や「運営マニュアル」の安全管理において、また、「職務分担表」にて園長の役割りを明確にし、不在時代行として園長補佐を指名しています。 		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は行政の主催する法令関連の外部研修は必ず受講し、内容は職員会議などで全職員に説明しています。 ・各職員は毎年「サービスチェックシート」への記入を行い、公務員として遵守しなければならない法令について再確認しています。また、年1回自主考査を行い、公務員としての倫理観などについて話し合っています。 ・会議の中で川崎市の公立保育園としての役割りなども確認し合っています。 ・ごみ収集に関しては「川崎市3R活動」のごみ分別を徹底しています。 		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議、リーダー会議、乳児会議、幼児会議を利用して、保育の質について意見交換を行っています。また、園の改善すべき課題について職員と共有し、改善方法を話し合っています。 ・川崎市の研修計画を全職員に伝え、職員一人一人の意向も確認しながら、研修参加者を決めています。 ・研修参加者は必ず「研修報告書」を提出し、研修内容を全職員で共有しています。 ・改善テーマ担当の「プロジェクトチーム」で内では、中丸子保育園が「大切にしている保育」について話し合い、保育の改善案を提案したり、園内研修を企画実施し、保育の質の向上を図っています。 ・各職員意見については、会議前にアンケートを取り、意見を出し合う機会を増やしています。 		
【13】	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では、ICTツール(コドモンなど)を活用し、時間短縮、業務の効率化を図っています。 ・クラスの子どもの数が変わったときなどは、速やかに人員配置を変更しています。 ・可能な限り、時間内で仕事を終えるように指導し、時間を有効に使える働き方を職員と検討しています。 ・園長補佐、リーダーを中心に改善点についての会議を持ち、常に「職員の働きやすい環境」について希求し続けています。 ・保育士一人一人が今何をやっているかを白盤等で「業務の見える化ボード(何を誰が何時迄にやるかを貼りだす)」することで、職員間の協力・連携がスムーズに進んでいます。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園での必要な人材・人員は川崎市と園で募集を掛け、確保に努めています。 ・川崎市には「人材育成基本方針」があり、川崎市として目標人材の育成を研修などを通じて実施しています。 ・保育士資格のない川崎市会計年度任用職員(アルバイト)に対しては、仕事の中で「子育て支援員研修」を受講し、受講資格を取りやすい環境づくりに取り組んでいます。 ・川崎市会計年度任用職員(アルバイト)にも、パワーポイントにまとめた「人権研修」を受講させ、感想文や研修受講報告書を出してもらっています。 		

【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市には「川崎市保育士人材育成のための手引書」があり、保育士が入職後の年数に依つての「期待する職員像等」を明確にしています。 ・「川崎市人事評価ガイドブック」の基準に基づき、業務の評価、キャリアシートの作成、個人面談が行われています。 ・「キャリアシート」には、自らの将来の希望も描くことができ、面談で園長のアドバイスも得られます。 <p>キャリアシートの面談は育成担当者がその職員の育成担当者が行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価については「人事評価シート」を使用し、1次評価者は園長で、2次評価者は中原区保育子育て総合支援センター所長が行います。 ・川崎市には「ジョブローテーション研修」があり、これを園の職域で実施することで、職員の幅広い適性を活かした人事配置を進めています。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では人事考課をするにあたり、人事評価面談を実施しています。 ・また、可能な限り時間外で残らないように、職員間で連携して仕事を進めていくように指導しています。 ・有給休暇の取得状況を把握して、計画的に休暇が取れるようにシフト等配慮しています。 ・産業医による職場巡視を実施し、心身の健康と安全確保に努めています。 ・「川崎市福利厚生制度」により職員には手厚く対応しています。 ・ストレスチェックを行い、結果をもとに職場環境の改善に努めています。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市には「川崎市保育士人材育成のための手引き」があり、保育士の「期待する職員像等」を明確にしています。また、「川崎市人材育成基本方針」が根底にあり、市職員のあるべき姿として「川崎市保育士人材育成ビジョン」が策定されています。 ・職員との個人面談を年3回行い、職員の目標達成に向けてアドバイスをしています。「川崎市人事評価ガイドブック」の基準に基づき、業務の評価、職員一人一人の「目標管理」のためのキャリアシートの作成、個人面談が行われています。「キャリアシート」には、自らの将来の希望も描くことができ、面談で園長のアドバイスも得られます。→育成担当者の面談です。 ・職員は人事評価を通して自らの「年間目標設定」をもち、将来の希望的な見通しに立った業務を遂行できます。 ・園では、園長補佐、乳児・幼児リーダーを中心に保育を進めていくことで、ミドルリーダーの育成に努めています。 		

【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市には「川崎市保育士人材育成のための手引き」があり、保育士の「期待する職員像等」を明確にしています。また、「川崎市人材育成基本方針」が根底にあり、市職員のあるべき姿として「川崎市保育士人材育成ビジョン」が策定されています。 ・川崎市による「人材育成研修」として、「階層別研修」「キャリアアップ研修」「職種別研修」「テーマ別研修」がオンラインなどで計画され、職員は誰でも受講ができるようになりました。 ・コロナ禍で、Zoomによる研修となり、参加しやすくなったため、職員は積極的に参加していますが、参加職員に偏りがなく、全体の状況を把握しながら進めています。 		
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJTについては川崎市の冊子を利用して実践しています。 ・川崎市は「課題別研修」「新人研修」「主任研修」などを企画し、実施しています。園としては、希望により「キャリアアップ研修」にも参加できるように進めています。研修受講後は研修報告書を提出し、会議などで発表し、全職員で内容を共有できるように進めています。 ・コロナ禍で工夫された「オンライン研修」は、都合が付けば全職員が受講できることから、保育の質向上に大きく期待が持てます。 		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では「実習生受け入れの手引き」に沿って、年数名の実習生を受け入れています。 ・受け入れに際しては、事前に保護者、子どもたちにも説明し、実習生の目的や職種に考慮したプログラムを用意します。 ・受け入れは、①オリエンテーション(守秘義務、心構えなど)、②実習(シフト、部分実習、責任実習)、③実習日誌作成、④反省会、⑤評価、の流れで進めます。 ・園の職員に対しては、次世代保育職員の育成として説明し、十分理解して対応しています。 ・「次世代育成マニュアル」を作成しており、職員はだれでも受け入れ担当者となることができます。 ・最後の「反省会」には関連する職員も参加し、アドバイスや指導・意見なども伝え、数年後の人材確保も考えて進めます。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園のホームページには、園だよりや園の情報を掲載しています。また、川崎市のサイトにも川崎市公立保育園の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報なども公開しています。 ・第三者評価の評価内容については、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」のほか、WAMNET、受審した第三者評価機関のホームページにも掲載されます。 ・園のホームページでは苦情・相談の体制について公表し、自己評価の分析結果なども公表しています。 ・地域に向けても、「地域に根差した保育園」をめざし、地域の掲示板の利用とチラシの作成・配布により園情報を伝えています。 		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度初めからの職務分担を会議の中で決めることにしており、年度末に振り返りを行い、事務分担を明確に体制化し、次年度につなげています。 ・年1回川崎市の監査を受け、指摘項目につき即改善を実施し、透明かつ、解りやすい適正な運営を行っています。 ・財務監査は川崎市運営管理課が取り仕切っており、関連書類は毎年提出し、監査を受けています。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果
--	---------

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行って	a
------	------------------------------------	---

<コメント>

- ・本園は川崎市が進めている「新たな公立保育所」構想のなかで中原区のランチ園と位置づけられ、その役割の1つに「地域のこども・子育て支援」があります。月2回の親子でランチ、毎月1回のニコニコ広場、室内開放、栄養士、看護師、保育士の三者連携講座及び子育て相談、子育てサロンへの職員派遣など計画されていました。
- ・コロナ禍の中でも継続的に行っているのが園玄関前で絵本3冊セットを保護者へ貸す「ベビーカースルー絵本貸し出し」で利用者は多く、11月になってから園庭開放を未就学児の親子に限定して月～土の午後始めています。また子育てに悩む保護者には月～金(9:30～17:00)まで電話やメールで保育士、栄養士、看護婦が相談に応じています。
- ・コロナ禍前は、避難訓練や防災訓練を地域の方と一緒にやり交流を図っていましたが、これが中止となり、年長児が給食納品業者の八百屋、肉屋などパン屋にお礼の手紙を出したりして代用しています。

【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
------	---	---

<コメント>

- ・ボランティア等の受け入れは次世代育成のために積極的に行ってきましたが、今年は大学の実習生のみ5名→9名受け入れています。小・中学生職業体験の受け入れ、小学校教諭の体験などは今年中止です。
- ・地域の子育てサロンに職員が関わり地域のボランティア育成にも努めています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】	II-4-(2)-① 関係機関	a
------	-----------------	---

<コメント>

- ・園長は保育総合支援担当を2年経験し、また市内の保育園を7園経験したベテラン保育士です。子育てに必要な機関としての連携は得意分野でもあります。区の児童家庭課、地域みまもりセンター、中部地域療育センター、などと日常的に緊密な連携をはかり、地域のセーフティネットとしての機能強化を目指しています。
- ・本園はランチ園として外部の各種連携会議が多くあり、園長会でも中原区公民園長会、中原区公立園長会、川崎市全体施設長会があり、幼保小代表者連絡会、園長校長連絡会や地域教育会交通安全対策協議会、施設開放委員会などあります。園長補佐は園長補佐会議、栄養士会議、施設会報委員会があり、担当者レベルでは、幼保小連携担当者連絡会、保育士、看護師、年長児、発達相談支援コーディネーター、0～2歳児担当、子育て支援担当者などの会議があります。虐待関係はネットワーク会議や、要保護児童対策協議会があります。これら外部機関の会議には必ず出席し 直面する課題を把握し、議事録があります。

【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
------	---------------------------------------	---

<コメント>

・本園は中原区のランチ園として「地域のこども 子育て支援事業」の活動拠点です。各種会議やイベントに参与しているために保育ニーズ、課題の把握は重要な職務となっています。
 ・地域の現状として共働き世帯が多く、地域と子育て世帯の関係が薄いので、育児への不安を抱き子育て世帯の孤立化を招いている、と分析しており、コロナ禍で子育てを相談する場が少なくなっているので オンラインでの支援強化を企画しています。
 ・中原区には多くの関連会議があり、そこでの議論を把握し、持ち帰り、園としての対応を練っています。幼保小連絡会、私立園長会、区主催の健康管理、給食等の各担当者連絡会や救命処置実技等の会合では各担当が出席、課題の把握に努めています。
 ・コロナ禍でも絵本の貸出し 園庭開放を行い 何でも相談ではメール 電話でも受けつけ孤立する子ども世帯の悩みに寄り添う姿勢を貫いています。

【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
------	---	---

<コメント>

ランチ園として「民間保育所等の支援事業」があります。中原区での新規開設が今年度9施設予定されており、これらの民間保育所の開設相談や既存の保育所訪問を通じて子育ての連携を図ったりしています。
 ・各種連絡会の主催者として資料纏め 司会など公益的な活動を園長 栄養士、看護師 子育て支援担当が行い オンラインでの連絡会議をもっています。
 ・ランチ園の役割である「公・民保育所人材育成事業」として、日常の保育活動 地域子育て支援活動を公開する「公開保育」をオンラインで行っています。
 幼保小連携事業として連絡会議 小学校訪問 実務者会議 保育園での実習があります。民間保育所や子育てサロンへの職員を派遣する「職員実習」などがありますが、コロナ禍でできておりません。

第三者評価結果

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
------	--	---

<コメント>

・本園の保育理念は「子どもの権利を保障し…」と明記されています。公立保育所として川崎市の「子どもの権利条例」及び「子どもを虐待から守る条例」を具体的に生かす理念となっています。「子どもの人権の尊重」から一歩踏み込んだ「権利の保障」という言葉を使うことにより、子どもの最善の利益を守り、虐待を防止し、人権を擁護・保障する強い姿勢、責任が見受けられます。「子どもの権利条例」には「安心して生きること」「ありのままの自分であること」など7つの権利があり、虐待条例には未然防止、早期発見に向けた取組があり、これらを理解してうえで日々の保育にあたるよう、全体会議や自主考査や人権研修で求められ、共有しています。
 ・クラスの懇談会や保育内容説明会では、冒頭に保護者にも子どもの人権尊重について知らせています。
 ・各部屋、廊下には保育理念、保育目標が掲示され、ホームページでも掲載され、日常的に目にし、確認できる体制にあります。

【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園の保育理念は「子どもの権利の保障」です。「他人に知られたくない権利」であるプライバシーの保護は、本園の理念を保育現場で具体的に活かす重要な取組みとなっています。子どものプライバシーが守られるように、人権研修や各種会議の中で確認されています。 ・プールやシャワーの目隠(衝立パーテーションの利用)、おむつ交換時の配慮、プライベートゾーンの話(集会)などで、配慮しています。 ・保護者との送迎時に交わされる情報でも人に知られたくない情報もあり、園児についての情報は、外部の電車やバスの中で話さないよう職員間で周知しています。また、プライベートな内容の話は保育室で行わず別室で行うようにしています。 ・保育説明会や重要事項説明の時に、保護者にも保育園の方針を伝えています。 		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯への情報提供は、対象が若年層又は中年層であることを重視して、ネットワークの中原区ホームページで最新の情報を掲示しています。園が「大事にしているところ」「園の様子」「園庭開放のお知らせ」、お便りコーナーとして毎月の「園だより」「ほけんだより」「きょうしゅくだより」が更新されています。「育児相談」ではメールでのやりかた、「子育て相談」のチラシ、「ベビーカースルーで絵本を借りますか」のよびかけ、専門家である「オンラインDe看護師と話そう」「栄養士と話そう」など子育ての悩みを相談できる体制が揃っていることをホームページでPRしています。 ・中原区保育・子育て総合支援センターと連携して、区役所や子育て支援センターに保育園の資料、パンフレットを置いています。 ・見学者については、コロナ禍で園舎内には入れなくても、写真付き資料を用意し、園長や園長補佐が説明しています。 		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で一堂に会しての保育説明会は開催できなかったが資料「保育内容説明会」と「園だより」を配布し、意見はアンケートで出してくださいとの丁寧な文を送っています。その前に入園が決まった段階で「入園のしおり」を送付し、コロナ感染拡大予防の注意事項や準備するものなど知らせてあります。これら資料はわかりやすく説明しており、園の歌、基本理念、乳児の保育で大切にしたい事、幼児の保育で大切にしたい事、保育園の1日、給食 健康、災害時の対応、お願い事項、年間行事、持ち物、苦情解決第三者委員についてなど必要事項が網羅されています。 ・保育の開始や変更について説明が必要な場合は、資料、お便りを作成し、重要事項説明は一人ずつ園長が直接保護者に説明し確認をしています。保育内容の変更においても園長が対応し、担任もフォローしながらわかりやすい説明と同意や保護者の意向に配慮し対応しています。 ・特に配慮が必要な家庭は、職員で情報の共有をし、ぶれのない対応や丁寧な説明をし、援助ができるようにしています。 		

【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の変更にあたっては、プライバシー保護しつつも、川崎市内公立保育園に関しては引き継ぎマニュアルに沿って文書を作成し、児童票を添付して送り、継続的な保育を遂行できるよう配慮をしています。 ・民間保育所への転園の際は、保護者の承諾が必要です。 ・保育が終了した後も必要に応じて面談・相談を行い、在園中の書類を保存し、主に担任をしている保育士(就学前には年長児担任が主となって)が卒園、転園、退園後もフォローする体制が整えられています。 ・地域と密着している園として、何かあった時にはいつでも戻ってこられる場となるように日ごろから伝えています。小学校へは保育要録を送り、卒園児の引継ぎをお願いしています。 		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会の役員会に園長、園長補佐が参加し、利用者の意見の把握に努めています。その中で把握した課題については、速やかに職員会議で共有、検討改善に向け取り組んでおります。 ・運動会後のアンケートで、「何故家族一緒になければ入場できないのか?」、という意見があり、「家族の一人が発熱していたら入場は出来なくなるから…」と感染防止の立場から「NO」という回答を、園だよりの運動会感想文特集号に掲載しています。利用者の不安をなくす思いは保護者に伝わったようです。 ・行事後のアンケートや感想、意見に対して園側は、回答をお便りや園だよりでこのように迅速に対応しています。 ・利用者の満足度を高めるために保育を”見える”ようにと、園廊下は多くの写真や掲示文書が貼り出され保護者に伝えられています。個人面談年1回、各クラスにも連絡帳で日常抱いた疑問、意見をよせるよう伝え、園だよりで毎月「意見を」と求めています。玄関にある意見箱には投書はありません。 		

【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決第三者委員2名を玄関先に掲示し、さらにご意見箱の設置を行うことで保護者側からの意見を伝える場を大切にしています。 ・苦情解決第三者委員とは年1回地区園長会で会議を持ち、助言をもらっています。 ・保護者向けの「ほいくだより」の下段に、「日ごろの保育にたいしてご意見を意見箱へ入れてください」と毎月呼びかけています。保護者の目には留まっていると思われていますが、未だ反応がありません。 ・苦情の申し出があった際には、全職員間で迅速に周知・検討する体制ができています。保護者の思いを受け止め、改善策や方向性を見出した上で解決策に向けて着手し、公表する仕組みになっています。 		

【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援用の独立した相談しやすい面会室があり、保護者はいつでも面談できるように相談はできています。 ・発達相談支援コーディネーターの職員名を掲示し、気軽に相談できることを保護者に周知しており、苦情受付担当者(園長補佐)だけでなく、クラス担任や看護師、栄養士、発達相談支援コーディネーター等専門性を生かして対応できる体制になっています。 		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付担当が園長補佐、苦情解決責任者が園長と担当を明確にすると同時に、保護者には説明会、懇談会等を通じて第三者委員の存在を知らせ、職員会議を通じて状況報告を行う、という一連の組織的な流れが確立しています。 ・意見箱や行事後のアンケート等で相談に対しては、全職員間で周知し、組織且つ迅速に対応しています。 ・保護者の信頼を高めるために、迅速な対応が出来るようにし、内容により緊急会議を行い対応しています。苦情は面談、電話、書面で受け付けます。 		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園は川崎市中原区の多摩川から近い場所の市営住宅の1階にあります。住宅街の中にあり車が少なく交通事故の心配は少ないようです。リスクマネジメントの対象は、園内での園児の事故予防に重点が置かれています。ヒヤリハット、子どもの事故やトラブルなどは誠意をもって対応し、その時の状況、処置を保護者に迅速に丁寧に伝え、内容により事故検証委員会を開き、中原区保育・子育て総合支援センターへ報告します。 ・緊急時対応マニュアルを職員に周知させ、危機管理プロジェクトによる園内危機管理研修の実施し、(心肺蘇生法、机上訓練、アクションカード研修等)や看護師の配置により、事故の対応ができていく体制になっています。 ・定期的な安全点検の実施は、毎日の各部屋や給食室の点検、外回りの園庭や遊具、門扉、共有部分、消火器などの設備品や、非常持ち出しの「事務系、冷蔵系」物品、「救急用品」などは点検実施者の署名入りで管理されています。事故防止対策は定期的に行われ、随時見直しが行なわれています。 		

【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの蔓延でその対応は2年越しとなり、11月には非常事態宣言が解除され、園側も少し緊張感は薄れています。毎月の「ほけんだより」には感染症情報が掲載され、園玄関の「川崎市内感染者数」や新しい感染者発生の「サーベイランス情報」も数字がありません。 ・園側では来園者には手指の消毒、検温をしており、部屋は冬でも窓と入口のドアは時々開けるなど換気に注意し、共用部分の消毒や玩具の消毒など園児の手に触れる場所の消毒を重点にし、嘔吐物の処理は看護師の指導で職員が行っています。 ・保護者への対応は「保護者の皆様へ」の文書で陽性が判明した場合、濃厚接触者の扱いなどを分かりやすく伝え、不安の解消につとめています。 ・コロナ感染者は本園では出ておりません。 		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園の危機管理は火事、地震、水害を念頭におき、多摩川の「浸水想定地域」になっているため「浸水害避難マニュアル」を作成、消防署へ提出しています。集中豪雨の時は市営住宅2号棟4階へ、多摩川増水時は橘高校へ、避難します。自衛消防隊が機能しており避難方法も決まっています。 ・毎月の防災訓練、伝言ダイヤル(月2回)、引き取り訓練や小学校への避難訓練、消防訓練等を行い、災害時におけるシュミレーションを徹底して行い、保護者へも周知し、緊急対応マニュアルを元に備蓄の見直しやハザードマップによる想定被害の把握等行っています。 ・非常事態発生、大規模地震<震度6弱>の場合は「臨時休園」となり、園児在園中は「災害時職員体制」となり、保護者への伝達は電話による「災害用伝言ダイヤル」、ネットによる「災害用伝言版」、園からはコドモンを使用し「緊急メール」の一斉メール配信で連絡が届きます。これらは保育説明会や口頭でも周知されています。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な保育サービスの実施方法は保育所保育指針に則った川崎市保育検討委員会作成の「保育の質ガイドブック」と運営上の各種マニュアルで決められています。保育内容については「全体的な計画」で大綱を決め、特に「保育の質ガイドブック事例集」などを参考に、子どもの人権を尊重しプライバシー保護に配慮した保育の実施となっており、各種職員研修を通じて保育内容の周知を図り、職員間で差異のないよう努めています。 ・子どもの人権については特に配慮され、定期的に職員間で討議を図り保育内容と照らし合わせたり、保護者へも懇談会を通して、人権についての意識向上に向けた取り組みを行っています。園だよりでも川崎市権利条例をやさしく解説し、周知を図っています。 ・職員は研修を通じて共通の理解を深め実行しています。保育内容としては指導計画を各年齢ごとに策定し年間、月間、週案と作成し、乳児と要支援児には個人別の指導計画が作成されています。 ・本園の場合は、中原区のランチ園としての役割を実施するために、「全体的な計画」の中で「新たな公立保育所の機能、ランチ園として」が付加され、「地域子ども・子育て支援」「民間保育所等の支援」「公・民保育所人材の育成」の事業とその実施方法が具体的に文書化されています。 		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育内容についての標準的な見直しをする仕組みは確立しています。 ・指導計画のフレームは川崎市公立保育園の統一書式となりますのでその変更は本部の了承が必要です。すでに1年前変更が行われています。書式の具体的な内容については各保育園の判断で行われます。、本園の場合は職員会議や園長の意見、保護者からの感想やアンケートを反映させ、次の計画へ生かしています。 ・マニュアル類については市が公表している「健康管理マニュアル」などのマニュアル類と各園の自由な制定になるマニュアルがあり、園策定のマニュアルの見直しは随時行われています。 		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園の指導計画はPDCA手法の計画フォームにより実施され 記録もされています。アセスメントは入園時に一人ひとりの子どもの心身の発達状況や、家庭での養育状況を児童票や健康診断表で把握し、入園後は朝夕の口頭での情報交換、連絡ノートのやり取り、各指導計画(月週)の実施状況から把握するなど、子どもの現在の状況を多方面からの確に捉えています。 ・P:計画は「子どもの姿」「ねらい」欄で作成し、D:実行は毎月の指導計画で全園児が同一の様式で「養護 教育の活動内容」「環境構成・配慮」に基づき実施、個人ごとの「個別配慮」にも留意しています。C:評価は保育の実践と振り返りを「考察」「自己評価」欄で行い、A:改善は「今後の課題」欄で記入してゆきます。 ・指導計画の策定責任者は園長で、区支援センターとも連携し、全体的な計画に基づき会議で協議し、PDCAサイクルによる見直しや改善を行っています。 		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の指導計画書には保育の評価が毎週「記録及び考察」、月間「評価反省」、3ヶ月ごとの「期の自己評価」、年間「自己評価」に各々記入されています。毎週、毎月、3か月ごとに「ねらい」を決め、終わりに子どもの発達がねらいに沿っているかを各クラス担任は観察して、職員と会議で話し合い、反省、見直しを行う手順です。他職員も共有したり、それに対する意見を伝え次の保育に反映させています。 ・年間計画は全クラスが3か月ごとに分けて評価、見直ししています。クラスリーダー主導でクラス内での議論の上、園長補佐、園長が期末に見直し、その際、常にPDCAサイクルに基づく検証を行い、変更の必要な部分は職員間で話し合い、合意して次年度の計画作成に反映させています ・日誌、事故報告書、帳票の見直しも行い、マニュアル類の見直し、毎月2回の全体会議や乳児会議、幼児会議での見直し、4半期ごとの見直しと定期的な見直しが行われています。 		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎公立保育園では、従来の個人別「観察・個人記録」と、個別に計画を作成している3歳未満の「個別計画」を統一、共通様式に改定し、令和2年度から実施しています。新「観察・個人記録」は個人ごとの記録を毎月と3か月の単位で取り、その際発達の「ねらい」とその達成状況が、食事、睡眠、健康、遊び、言語、排泄など7項目について細かくチェックされ、記録されています。 ・「個別配慮」「家庭との連携」「異年齢交流」も併せて記録されており、この記録の年齢表示はクラス年令ではなく、「おおむね〇歳」という区分になっています。これは子どもの発達が直線ではなく、同じ子どもでも能力が同じ速さで発達するとか限らないからです。子どもの成長発達記録は1か月と3ヶ月ごとに児童票に記録されています。 ・また「週・日指導計画」もフレームも改定されています。記録はPDCA手法に則り、分かりやすく簡潔に記入されています。 ・「手引き」を作成し、会議で配布し、全職員で統一し、記録するだけでなく、過去の記録も見返し、今後に役立てています。 		

【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に関する記録の管理責任者は園長です。本園の正規職員は保育士の資格を持つ地方公務員です。地方公務員の「守秘義務」と保育士としての「守秘義務」が同時に課せられています。 ・会計年度任用職員は「準公務員」扱いで「守秘義務」はありません。 ・個人情報に記載されている書類に関しては、施錠できる棚などで管理し、卒園・退園児の情報に関して、6年間保存した後、廃棄など適正に管理しています。 ・園内での写真・名前・共有する情報の掲示など個人情報などの取り扱いは、重要事項説明の際、同意書をもっています。動画の公開については規制を考え検討中のようです。 ・USBに関しては透明ケースで管理し、取り出し者の名前と時間を記入し、目で見てその状態がわかるようにしています。SDカード、カメラも園外持ち出しは禁止です。すこやか手帳、連絡帳も個人情報と考えウオールポケットで管理しています。 ・児童保育要録は3月半ばに小学校へ持参、受領書に校長印をもっています。 		

<別紙2-2-3 (内容評価・保育所版) >

第三者評価結果 中丸子保育園

・400字以内目安・MSPゴシック 11ポイント

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画のフレームは保育所保育指針に則り、川崎市の「子どもの権利条例」及び「子どもを虐待から守る条例」を参考にして編成された川崎市公立保育園の統一様式です。保育理念である「子どもの権利を保障し・・・」までは全公立保育園の統一理念です。その他は各園の自由です。 ・「権利の保障」という概念は子どもの「権利の尊重」よりも強い言葉であり、川崎市のこどもの人権にたいする強い姿勢をにじませています。全体的な計画には川崎市が展開中の「新たな公立保育所」のランチ園である本園がもつ3機能が加わっています。「地域のこども・子育て」「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の3事業と具体的な施策が例示されています。 ・本園は地域特性として共働き家庭が多く早朝7時から20時まで保育時間が長いことも特色となっています。 ・計画のフォームは統一様式ですが、内容は各園で発達過程、子どもの状況、家庭の状況をふまえ、職員全体で周知し各々の意見を伝え合いながら作成しています。 ・事務室、各クラス、玄関エントランスに保育理念や目標を掲げており年4回会議で見直し、保育に反映しています。 		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全環境整備グループが子どもたちが安全にのびのびと遊べるように、園庭や室内の環境を整え、遊具の見直しを行い、園庭の自然環境を改良しました。雨が降ると園庭の砂に水が溜まり、パチャパチャできる状態になります。それを利用して水遊びをしたり、泥んこ遊びをしたり、自然環境を利用しています。 ・マルチパーツでの運動遊びが楽しめるように環境を整え、子どもたちが自由に摘んでもよい雑草を植えたり、玄関先に生き物を飼い命の大切さを子どもたちに伝えています。 ・室内環境は季節に応じて加湿器、エアコン、空気清浄機、カーペットを使用し、食事中はクリアパーティションを使い、マットやクッションを設定したりすることで、活動スペースと生活スペースを分け、子どもたちが落ち着ける空間を設定しています。 ・寝具は新しくウオッシュブルな布団を導入します。室内の床やテーブル、ロッカー、遊具は用務員や職員が1日数回拭き掃除をし清潔さを保っています。子どもの姿勢に合う椅子の座面、足台、滑り止めを作り、定期的に子どもの発達に合った環境設定を行い、子どもの興味関心に合った遊具を整え、子どもたちが自分で選んで遊べる環境を整えています。設備や各部屋は毎日安全点検をしています。 		

【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育理念にある「子どもの権利の保障」のなかで、「ありのままの自分であること」が権利として約束されています。一人一人の違いが認められ、秘密が守られ、人として大切にされる、またホッとできる場所で一人楽しく遊んだり、泣きたい時には泣く、保育者は子ども一人一人に応じて話す速度や伝え方を変え、一方的に伝えるだけでなく子どもの気持ちを聞き、話しやすい雰囲気を作るよう心掛けています。 ・一人ひとりを理解し、子どもの気持ちに沿った対応をする。自分でできる年齢でも、甘えたいときは受け止め手伝う、自分から声をあげるのを待ったり、言いやすい雰囲気を作る。子どもの個性と発達を尊重して子どものあるがままの姿を受け止め、安心した生活を過ごせるよう努めています。やさしい気持ちと声掛けのトーンに保育者は気をつけて、「ありのままの自分がいいよ」と日々の保育で子どもに寄り添い、一人ひとりを大切に、向き合っています。 ・子どもには言葉よりも目で見てわかる視覚的要素のあるものを活用し、例えば看護師、栄養士、保育士の三者連携集会で、モデルを使った歯の大切さ、生活習慣の大切さを教えて、好評です。 		
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～5歳までの年齢ごとの目標と成長、発達の目安を各「クラスだより」で年初に伝えています。 ・3歳は基本的習慣を身につけ、友達と一緒に過ごすことを喜ぶ。手洗い、着替え、食事、支度、排泄など具体的な習慣づけと取組み、子どもの生活リズムを整えてあげる手助けをしています。 ・4歳は簡単な決まりを守りながら 友達との関りを深め、集団で活動する。生活習慣をさらに一歩進めて、脱いだ衣類をきちんとたたむ、使ったものを片付ける、食具は3点持ちを正しく使いお箸へ移行する、排便後自分でお尻を拭く、など保育者の関わり方を保護者へ知らせています。 ・5歳は身につけた基本的な生活習慣を保育者が再確認してゆく。1年間の生活の流れや生活習慣の習得具合を保護者へ提示することで、保護者も安心して子どもを預けられ、保育者も一人一人に合わせた援助を行うことで自分も安心できるようです。無理やりやらずに、手伝っていいか声をかけてから援助する、など子どもの気持ちに寄り添った対応をしています。子どもが自主的にできるよう、写真やマークを利用して援助し、その気持ちを大切に育てています。 ・看護師、栄養士、保育士が三者連携集会で、「夏の過ごし方」など絵や模型を使いながら目で見てわかる話をしています。例えば「生活リズム」ではうんちを取り上げ、食べたものがうんちとして出るまでを見本を使って、分かりやすく子どもに教え、健康、食事の大切さを教えています。 		

【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに4歳全員に「一番やってみたい事」を聞き、園だよりで保護者へ知らせています。ポケモン、パズル、ままごと、トミカなどです。子どもの主体性について職員会議等で話し合いをして、ありのままのその子でいられるようにとの認識のもとに子どものやりたいことを受け止め、個性を大切にしたい遊びを心がけています。身体作りはすべての基本ですので、毎朝庭で2～3曲体操をし、1曲マラソンを全クラスで取り組んでいます。また遊びでは意図的に、友だちが遊んでいることに興味を持てるように保育士は関わっています。 ・自分で好きな遊びを選択できるようにとの狙いで、例えば毎週金曜日のなかよしデーは、石けりボーリング、魚釣り、エアホッケー、缶つみ、カプラ、玉投げ、鈴の試練、夏の遊びなどプログラムを用意し、こどもの選択に任せています。子どもたちにはその遊びがどこで、誰が、など知らせる看板も出しています。マルチパーツやブロックを使った遊びで友達と協力して遊ぶ楽しみなど、子どもが自分から遊びこめる環境を設定しています。 ・多摩川沿いの散歩道、河川敷で自然とのふれあいを大切に、虫や生き物の飼育を行い、生命の大切さを感じるよう配慮しています。 		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
<p><コメント></p> <p>本園は規定により0才児は受け入れていませんので 評価の適用外です。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中、17人を8人と9人に分けた少人数のクラス保育です。保護者と顔を合わせる機会は多くなりましたが滞在時間が制限されていますので連絡は密に取り合うようにしています ・1歳児は全て新入児であるので、保護者の希望により慣れ保育の時間を持ち、集団生活のスタートについては配慮し、担任との信頼関係を深め、安定して過ごせるよう配慮と工夫をしています。デイリープログラムが各クラスにあり保育士の動きは朝のルーティンワークとして子どもの行動ごとに対応の仕方が決められています。朝の受け渡し時に健康面(健康チェック表、検温の実施)は特に保護者との連携により一人一人の状況を把握しています。 ・主体的自主的な活動を取り入れ、自らが進んで遊べる環境を設定し、異年齢の取り組みを意識的に取り入れたり(にこにこデー、園庭遊び、みんなで遊ぼう会など)しています。 ・2歳児は自分で何でもやりたがり、やれることが増えてくるので、子どもが自発的に活動できるよう、一人一人のパーソナルスペースを確保し十分に遊び込める遊びの環境を提供しています。 ・着替え、紙パンツなど子どもの手の届く場所において置き、自発的な活動ができるようにしています。動物の動きの真似をしたり、音をきいて身体を動かす事の楽しさを味わう「リズム遊び」を取り入れ、楽しく体を動かしながら体を作ります。5歳までつなげてゆくプログラムです。 		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～5歳までの年齢ごとの目標と成長、発達の日安、保育士の関わり方を、各「クラスだより」で年次に保護者全員に伝えています。子どもの興味のある遊び、集団遊びや小集団での活動を通して友達と遊びながら活動が行えるような、遊びの提供、個別配慮など援助しています。 ・3歳は基本的習慣、手洗い、着替え、食事、支度、排泄など具体的な習慣づけに取組み、子どもの生活リズムを整えるように支援しています。 ・4歳は簡単な決まりを守りながら、友達との関りを深め、集団で活動する。生活習慣をさらに一歩進めて、脱いだ衣類をきちんとたたむ、使ったものを片付ける、食具は3点持ちを正しく使いお箸へ移行する、排便後自分で拭く、など保育士は援助します。 ・5歳は基本的な生活習慣を再確認し、ルールを身につけ自信をもって生活し、見通しをもって生活をする。友達といろいろな習慣の活動を経験し、協力してやり遂げ充実感や達成感を養う。身近な自然や社会事象に興味を持ち探求心を高めるように導く。 ・週1回なかよしデーを実施し、コロナ禍でもできる異年齢活動を取り入れ、あこがれや大人が伝えられない学びが経験できるように工夫し、世話したり、されたりすることで自分の自信に繋げるよう援助し、保護者へは運動会や発表会の活動の写真を多く用いて、「保育の見える化」を進め、理解を深めてもらう工夫をしています。地域に向けてはホームページで取り組みを更新しています。 		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在障害児はいませんが気になる子の対応はできております。設備については入園が決まれば対応は検討をし、他機関との連携は容易にできる体制にあります。中原区の公立保育園のランチ園としての役割の1つでもあります。 ・発達相談支援コーディネーターが5名おり、クラス担任を勤めながら専門性を生かして、各クラスのケースを把握し、情報をまとめ、職員に周知しながら子育てに悩む保護者の困り感に寄り添い、相談相手になってサポートしております。 ・年間計画を作り、年3回お便りを保護者へ配布し、コーディネーターが中心となり、ケースカンファレンスを行ったり、会議でケース報告やケース検討を行っています。 ・発達相談の希望があれば実施したり、家庭との個人面談を実施し、家庭と連携して保育を進めており、できないところを助け合える子ども同士の関係を作る保育を努めております。 ・懇談会の中でクラスの状況を伝えていくことで、園の保育方針を理解してもらうようにし、全体的な計画では障害児保育をより幅広くとらえた「<u>インクルーシブ保育</u>」(統合保育)を掲げていることも説明しています。 		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p>		

・コロナ禍でクラス保育が中心になっているため、いつも過ごしている保育室で迎えがくるまで、ゆったりと過ごすことができています。延長保育児についてもその日の様子により布団を用意し、横になれるような対応しています。休息の取れる環境、静かに過ごせる時間、コーナーを区切るなど工夫しています。

・異年齢で一緒に活動はできないが活動内容を同じにし、遊びの内容を共有する、また朝の体操など工夫して実施しています。

・入園当初は一人ひとりのリズムに合わせ、睡眠時間の確保をしたり、個別の対応も行い、延長保育時の補食は「はいが精米」を使った混ぜご飯で、魚鮭、大豆、ツナ、ひじきなどメニューは日替わりです。保護者から、温かい混ぜご飯提供は感謝されています。

・保育士は朝、日中、夕方など時差勤務で保育にあたるため、引き継ぎ簿を作成し、保育者が変わるたびに必要事項を申し送りをして、保育の継続に留意しています。

【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
-------	---	---

<コメント>

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」をもとに保育をしています。「全体的な計画」の中で「小学校との連携・接続」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が掲げられ、「5歳児年間指導計画」でも掲げられ、「クラス目標」や「子どもの姿」と併記する形で、その重要な取組が日常的に確認でき、保育の現場に生かせるようになっていきます。園では発達の日安として、「育ってほしい子どもたちの力」をイラスト入りで説明し、「園だより」で保護者に伝えています。

・懇談会や面談により保護者との就学に向けた内容の確認をしています。

・コロナ前は小学校との交流や他園との年長交流を行っていました。保育園に遊びに来て保育園の生活を体験させたり、小学校に招待され小学校の避難訓練に参加したりしていました。

・今はZoomでのオンライン交流と形はかわっていますが、年長児交流、幼保小連携会議、年長担当者会議を実施している状況です。

・児童要録の内容は関係職員で確認し、小学校に申し送りをしています。

A-1-(3) 健康管理

【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-------	------------------------------	---

<コメント>

・公立園なので川崎市の「健康管理マニュアル」を活用しています。

・毎朝の視診で園児の健康観察を行い、体調に変化がある場合には、別室で対応し、保護者へも連絡します。

・年間保健計画は入園説明資料などにいれて、保護者の理解を深めています。また、毎月の「園だより」の中に「保健だより」を掲載し、保護者に園の状態を報告しています。

・子どもの健康に関しては、「すこやか手帳」や「健康連絡カード」を利用し、保護者と情報を共有しています。

・SIDSに関しては「SIDSチェック確認表」をもとに、1歳児10分ごと、2歳児15分ごとにチェックし、記録しています。3歳児以上は30分ごとの観察としています。

・「病院受診カード」「予防接種カード」などがあり、保護者にはその都度記入してもらっています。

・看護師・栄養士・保育士の三者連携による「健康教育」や、その都度必要な「健康集会」を行い、子どもたちに健康についての理解を深めてもらうように働きかけています。

・子どもの健康維持のため、毎朝、年齢に応じた「園庭マラソン」を行い、戸外での体を使った遊びを積極的に取り入れています。

【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断は、0歳児～2歳児は年6回、3歳児以上は年2回行い、。歯科健診は通常年2回(コロナ禍は1回)行います。診断、健診の結果は、医療に関する保護者との連絡帳「すこやか手帳」の記入欄に書き込み手渡すほか、口頭でも担任から伝えています。 ・特に歯科健診は「歯科健診結果のお知らせ」という手紙に記録し、保護者に手渡しています。 		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、医師の「除去食申請に対する主治医意見書」を「川崎市健康管理委員会」に提出し、認定を受けて取り進めています。 ・除去食内容についても継続的に医師の指示を得て進めています。 ・前月末に当月の除去食メニューを作成し、「アレルギー児連絡ノート」に記載し、保護者の承諾を得ながら進めています。また、医師への定期的受診を奨めています。 ・その日の献立についてはミーティングノート、栄養士、担任でダブルチェックし、除去食児への対応は栄養士も入って対応しています。除去食を持ち運ぶ際には、調理員1名以上、担当保育士2名で声を出し合って確認し、誤配膳を防いでいます。 ・川崎市の関連研修には必ず栄養士が出席し、内容を全職員に研修報告書などで周知しています。 ・保護者には個別面談、クラス懇談会、運営委員会などでアレルギー対応についての理解を求めています。 		

A-1-(4) 食事

【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では「年間食育計画」を策定し、保護者にも説明し、栄養士、看護師、担当保育士の三者連携での食育指導も適宜実施しています。また、取り組みについては写真掲示などで保護者にも知らせており、食に対する関心を高める工夫をしています。 ・配膳の際には量の加減を行い、その子にとって100%の量を提供し、完食の喜びを味わってもらえるように支援しています。 ・コロナ前は食育活動として栽培野菜、調理(クッキング)保育、調理の過程を見る、匂いを嗅ぐなどの取組を行っていましたが、コロナ禍によりクッキング保育が難しいため、栽培野菜は家に持ち帰り、家庭での調理をお願いしています。家庭での感想は玄関に貼りだして、皆に伝えるようにしています。 ・年2回体格調査を実施しており、必要に応じては保護者面談も行います。 		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人の発育状況に応じて、離乳食→アレンジ食(移行食)→幼児食の提供など、保護者と連携して提供しています。 ・オリンピック開催年度にちなみ、世界の料理や行事食を取り入れて、子どもたちに喜んで食べてもらっています。 ・子どもの喫食状況や好みなども把握して、子ども一人一人に寄り添う保育を実践しています。 ・栄養士は毎月1回厨房に立ち入り、衛生状態を確認し、また、月1回の給食会議では、毎月の献立内容や食育に関する検討を行い、子どもの姿に合わせて、献立を改善・工夫しています。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> ・朝夕の送迎時にはその日の子どもの様子を伝えたり、写真付きのお便りなどを掲示して、保護者との関係を大切にして対応しています。 ・保護者との個人面談は、年1回行いますが、必要な場合は随時受け付けています。朝夕の送迎時に、必ず話しかけ、気になることがあればその都度面談を行うようにしています。 ・クラス懇談会などがコロナ禍でできない場合には、「クラスだより」の発行回数を増やし、「保育の見える化」を保ち、また、全クラスのお便りを玄関に掲示しています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> ・園には発達支援コーディネーターがいて、担任だけではなく職員全体で子育て支援できるような体制を組んでいます。 ・担当保育士が保護者から直接、相談を受けた場合には、答えられることはその場で答え、事後必ず上司への「報連相」を義務付けられています。 ・保護者の就労時間帯を避けての面談希望については、可能な限り対応するようにしています。 ・保護者よりの相談や要望については、必ず記録に残し、また、会議などでも取り上げ、全職員で共有しています。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> ・日ごろから保護者との関係を重視し、どんな小さなことでも子どもの様子を伝え、エピソードを話し、信頼関係を深めています。 ・保育士は子どもが登園の際に、保護者に対し積極的に声掛けをし、何かを感じ取った場合には、マニュアルやフローチャートに沿って、記録を取り、園内で情報共有し、対応するようにしています。 ・川崎市の虐待防止に関する研修には、毎年1名以上の職員を受講させており、研修結果は報告書にまとめ、全職員で共有しています。 ・事例が発生した場合は、個別虐待記録に記載し、児童相談所と話し合い、解決するようにしています。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末に職員の自己評価を行い、全職員の自己評価結果を、園長、園長補佐はこれをまとめ上げ、これを保育所の評価につなげ、本園の潜在的課題が浮き彫りになり次年度の事業計画の改善課題として取り上げます。 ・まとめた「自己評価結果」は職員会議でも発表され、職員間で議論し園内に掲示し、また、「保育だより」にも掲載し、保護者に伝えています。 ・月間指導計画、週間指導計画については子ども一人一人の育ちも加味して捉え、保育の振り返りができるように指導し、進めています。 ・並行して職員は「キャリアシート」を作成し、自己評価での反省を踏み台にして、次年度どう自らが成長するか「成長目標」を掲げた「目標管理」を打ち出し、個人面談で園長のアドバイスを心得て進めます。 <p>→人事評価面談は園長が年3回行っているが、キャリアシート面談は育成担当者を決め、その人が行っている。</p>		